

生活介護事業所でない場合は、本体施設のユニット部分以外の部分と一体的な取扱いが行われるものである。

□ 指定介護老人福祉施設以外の施設の併設事業所の場合は、職員の配置数の算定に係る「端数の切り上げ」を一體的に行うこととなるが、夜勤を行う職員の配置数については、それぞれについて必要となる数の合計数となること。

(3) 併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、短期入所生活介護の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が 50 人、併設する短期入所生活介護の利用者が 10 人である場合、当該指定介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数は、入所者 50 人以下の場合の基準が適用され、常勤換算で 2 人以上となり、当該短期入所生活介護事業所については、看護職員の配置は義務ではない。なお、併設の指定短期入所生活介護事業所の定員が 20 人以上の場合には、短期入所生活介護事業所において看護職員を 1 名以上常勤で配置しなければならないことに留意する。

(5) 特別養護老人ホームの空床利用について

① 所定単位数の算定(配置すべき職員数の算定)並びに定員超過利用、人員基準欠如及び夜勤を行う職員数による所定単位数の減算は、常に本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行われるものであること。

② 注 5 により、施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出は、本体施設である特別養護老人ホームについて行われば、短期入所生活介護については行う必要がないこと。

(6) 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における介護職員及び看護職員の人員基準欠如等について
一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(3：1、3.5：1、4.1：1 の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。小規模生活単位型短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準

□ 指定介護老人福祉施設以外の施設の併設事業所の場合は、職員の配置数の算定に係る「端数の切り上げ」を一體的に行うこととなるが、夜勤を行う職員の配置数については、それぞれについて必要となる数の合計数となること。

(3) 特別養護老人ホームの空床利用について

① 所定単位数の算定(配置すべき職員数の算定)並びに定員超過利用、人員基準欠如及び夜勤を行う職員数による所定単位数の減算は、常に本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行われるものであること。
② 注 5 により、施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出は、本体施設である特別養護老人ホームについて行われば、短期入所生活介護については行う必要がないこと。

如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（3：1の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第3号口から今まで）。

なお、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又は小規模生活単位型短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算是、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであることを。

(例) 指定短期入所生活介護事業所を併設する指定介護老人福祉施設（短期入所生活介護利用者10人、介護老人福祉施設入所者50人、介護・看護職員20人）が小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（利用者10人）を併設する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（ユニット部分の人所者20人、ユニット部分以外の部所者30人）に転換した場合において、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の利用者20人と小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の利用者10人を合算した人所者30人に対し、2：1の職員配置で介護・看護職員を15人配置し（小規模生活単位型介護老人福祉サービス費、小規模生活単位型短期入所生活介護費をそれぞれ算定）、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部所者30人に対し介護・看護職員を五人しか配置しないとすると、**4.1**：1の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費**III (4.1：1の職員配置)**に100分の**70**を乗じて得た単位数を算定する。

(7) 機能訓練指導員の加算について
注5 の機能訓練指導員に係る加算については、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることはその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であつたとしても加算の算定期は満たさないことに留意すること。ただし、利用者数（指定介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所又は空床利用型の短期入所生活介護事業所においてはその本体施設の入所者数を含む。）が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事す

(4)

(4) 機能訓練指導員の加算について
注3 の機能訓練指導員に係る加算については、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であつたとしても加算の算定期は満たさないことには、たとえ常勤の職員であつたとしても加算の算定期は満たさないことには留意すること。ただし、利用者数（指定介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所又は空床利用型の短期入所生活介護事業所においてはその本体施設の入所者数を含む。）が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事す

る常勤の機能訓練指導員が配置されているときは、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上」という基準を満たす限りにおいて、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務して差し支えないこと。例えば、入所者数 100 人の指定介護老人福祉施設に併設される利用者数 20 人の短期入所生活介護事業所において、2 人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの 1 人が指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の常勤専従の機能訓練指導員である場合は、もう 1 人の機能訓練指導員は、勤務時間の 5 分の 1 だけ指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事し、その他の時間は併設の通所介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となる。

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員による所定単位数の減算、リハビリテーション機能強化加算及び痴呆専門棟加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、痴呆専門棟加算については、7 の(3)を準用すること。また、緊急時施設療養費については、7 の(7)を準用すること。また、注 5 により、施設基準及び後勤職員の基準を満たすこと。また、注 5 により、施設基準及び後勤職員の届出並びに痴呆専門棟加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

(2) 病院又は診療所における短期入所療養介護

- ① 療養病床を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの(以下「介護保険適用病床」という。)における短期入所療養介護については、所定単位数の算定(職病棟を有する病院における

る常勤の機能訓練指導員が配置されているときは、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上」という基準を満たす限りにおいて、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務して差し支えないこと。例えば、入所者数 100 人の指定介護老人福祉施設に併設される利用者数 20 人の短期入所生活介護事業所において、2 人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの 1 人が指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の常勤専従の機能訓練指導員である場合は、もう 1 人の機能訓練指導員は、勤務時間の 5 分の 1 だけ指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事し、その他の時間は併設の通所介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となる。

- ### 3 短期入所療養介護費
- (1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員による所定単位数の減算、リハビリテーション機能強化加算及び痴呆専門棟加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、痴呆専門棟加算については、7 の(3)を準用すること。また、緊急時施設療養費については、7 の(7)を準用すること。また、注 5 により、施設基準及び後勤職員の基準を満たすこと。また、注 5 により、施設基準及び後勤職員の届出並びに痴呆専門棟加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。
 - (2) 病院又は診療所における短期入所療養介護① 療養病床を有する病院における短期入所療養介護イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの(以下「介護保険適用病床」という。)における短期入所療養介護については、所定単位数の算定(職

配置数の算定)並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養病棟による所定単位数の減算及び加算については、本体施設に一括して行う一体化的な取扱いが行われるものであり、8の(1)、(3)、(7)まで(9)、(10)及び(12)を準用すること。この場合、8の準用に際しては「医師及び介護専門員」とある、「医師」と読み替えるものとする。

医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算による減算による減算に、介護保険適用病床における短期入所療養環境による減算に、介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用する。例えば、60床の病棟で、看護職員が12人、介護職員が13人配置されていて、看護職員5:1(12人以上)、介護職員5:1(12人以上)の点数を算定している場合には、看護職員のうち2人を介護職員とみなすことににより、短期入所療養介護については看護職員6:1(10人以上)介護職員4:1(15人以上)に応じた所定単位数が適用されるものである。なお、8の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)及び(12)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、8の(9)の準用に際しては、「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ 医師は、短期入所療養介護を行つた場合には、その旨を診療録に記載すること。当該診療録については、医療保険における診療録と分ける必要はないが、短期入所療養介護に係る記載部分に下線を引くか枠で囲む等により明確に分けられるようにすること。また、診療録の備考の欄に、介護保険の保険者の番号、利用者の被保険者証の番号、要介護状態区分及び要介護認定の有効期限を記載すること。なお、これらの場合においては、介護保険の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションについても同様であること。なお、当該医療機関において、当該利用者に対して基本的に短期入所療養介護以外の医療を行わない場合の記載については介護療養施設サ

員の配置数の算定)並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、8の(1)、(3)から(7)まで(9)、(10)及び(12)を準用すること。この場合、8の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

口 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期间入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数(人員配置)については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、60床の病棟で、看護職員が13人、介護職員が17人配置されていて、診療報酬上、看護職員5：1(12人以上)、介護職員4：1(15人以上)の点数を算定している場合には、看護職員のうち3人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員6：1(10人以上)介護職員3：1(20人以上)に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、8の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)及び(12)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、8の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ 医師は、短期入所療養介護に係る医療行為を行った場合は、その旨を診療録に記載すること。当該診療録については、医療保険における診療録と分ける必要はないが、短期入所療養介護に係る記載部分に下線を引くか枠で囲む等により明確に分けられるようになること。また、診療録の備考欄に、介護保険の保険者の番号、利用者の被保険者証の番号、要介護状態区分及び要介護認定の有効期限を記載すること。なお、これらの取扱いについては、介護保険の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションについても同様であること。なお、当該医療機関において、当該利用者に対する介護保険の診療録の記載に際しては、介護保険の診療録の記載に基本的に對して基本的に行わなければならない場合の対応を示す。

一ビスの場合と同様とし、**8(2)**を準用するものとする。
二 病院である短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第4号口**(2)**において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。

a 居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の短期入所療養介護費の(III)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。

b 短期入所療養介護を行いう病棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、各類型の短期入所療養介護費の(III)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数に基づき、厚生大臣が定める地域(**平成12年厚生省告示第28号**)各号に掲げる地域(以下次のd及び8の(8)において「僻地」という。)に所在する病院であって、短期入所療養介護を行いう病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準並びに通所介護費等の算定方法の規定に基づき厚生大臣が定める地域(**平成12年厚生省告示第28号**)各号に掲げる地域(以下次のd及び8の(8)において「僻地」という。)に所在する病院であって、短期入所療養介護を行いう病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たし、正看比率も2割以上であるが、医師の員数が居宅サービス基準に定める員数の6割未満であるもの(医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。)においては、各類型の短期入所療養介護費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から**12**単位を控除して得た単位数が算定される。

d 働地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出でていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、短期入所療養介護を行いう病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が居宅サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、各類型の短期入所療養介護の(IV)の所定単位数

一ビスの場合と同様とし、**8(2)**を準用するものとする。
二 病院である短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第4号口**(2)**において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。

a 居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の短期入所療養介護費の(IV)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。

b 短期入所療養介護を行いう病棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、各類型の短期入所療養介護費の(IV)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数に基づき、厚生大臣が定める地域(**平成12年2月厚生省告示第28号**)各号に掲げる地域(以下次のd及び8の(8)において「僻地」という。)に所在する病院であって、短期入所療養介護を行いう病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たし、正看比率も2割以上であるが、医師の員数が居宅サービス基準に定める員数の6割未満であるもの(医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。)においては、各類型の短期入所療養介護費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から**12**単位を控除して得た単位数が算定される。

d 働地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出でいない病院又は僻地以外に所在する病院であって、短期入所療養介護を行いう病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が居宅サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、各類型の短期入所療養介護の(IV)の所定単位数

に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。
ホ 特定診療費については、別途通知するところによるものと
すること。

ヘ 施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出並びに夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅲ)までを算定するための届出について、本体施設である介護療養型医療施設について行われば、本体施設である介護療養型医療施設について行われば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

(②) 基準適合診療所における短期入所療養介護費については、医療保険

イ 基準適合診療所における短期入所療養介護費については、医療保険における全ての費用を含むものであること。

ロ ⑧の(2)及び(6)は基準適合診療所短期入所療養介護費について準用すること。

ハ 基準適合診療所短期入所療養介護費については、特定診療費は算定できないことに留意すること。

4 痴呆共同生活介護費

(1) 初期加算について

初期加算は、当該入所者が過去 3 ヶ月間(ただし、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について)(平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「自立度判定基準」という。)によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去 1 ヶ月間とする。)の間に、当該事業所に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

(2) 夜間ケアによる加算について

イ 注 2 の夜間ケア加算は、25 号告示第 2 号に適合するものとして都道府県知事に届出を行った痴呆対応型共同生活介護事業所において、以下に定める基準を満たして、実際に利用者に対して指定痴呆対応型共同生活介護を行った場合に、当該利用者に限り加算されるものである。

ロ 共同生活住居に 1 名以上の介護従業者を配置し、夜間及び深夜の時間帯に介護を行っていること。夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者並びに夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。
ホ 特定診療費については、別途通知するところによるものと
すること。

ヘ 施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出並びに夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定するための届出については、本体施設である介護療養型医療施設について行われば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

(②) 基準適合診療所における短期入所療養介護費については、医療保険

イ 基準適合診療所における短期入所療養介護費については、医療保険における全ての費用を含むものであること。

ロ ⑧の(2)及び(6)は基準適合診療所短期入所療養介護費について準用すること。

ハ 基準適合診療所短期入所療養介護費については、特定診療費は算定できないことに留意すること。

4 痴呆対応型共同生活介護費

(1) 初期加算について

初期加算は、当該入所者が過去 3 ヶ月間(ただし、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について)(平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「自立度判定基準」という。)に該当する者の場合は過去 1 ヶ月間とする。)の間に、当該事業所に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

(2) 夜間ケアによる加算について

イ 注 2 の夜間ケア加算は、25 号告示第 2 号に適合するものとして都道府県知事に届出を行った痴呆対応型共同生活介護事業所において、以下に定める基準を満たして、実際に利用者に対して指定痴呆対応型共同生活介護を行った場合に、当該利用者に限り加算されるものである。

ロ 共同生活住居に 1 名以上の介護従業者を配置し、夜間及び深夜の時間帯に介護を行っていること。夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者並びに夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合には、当該時間帯を通じて勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。

なお、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の遭遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができることが可能であるが、同時に職務に従事することができるのは、最大でも2つの共同生活住居に限られるものである。

ハ 介護従業者の員数が、いわゆる人員基準欠如になつていよいこと。

ニ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて痴呆対応型共同生活介護計画が作成されていること。この計画は、個々の利用者について、ケアを行う上で課題となる行動及び状態が 24 時間にわたり把握され、それらの背景及び誘因等に関する分析結果に基づき、夜間のケア内容を含む介護計画として作成されたものでなければならない。

ホ 当該事業所において、その提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質について、過去1年以内に、各都道府県の定める基準に基づき、自ら評価を行い、その結果を公開し、かつ、過去1年以内に、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価（以下「外部評価」という。）を受け、その結果を公開していることをいう。

ト ただし、外部評価は、各都道府県における外部評価の実施体制の状況に応じて、平成 16 年度までは、同年度末までの間に1回受けければ足りるものであり、平成 17 年度までは過去1年以内に受けていることを要しない。

(3) 痴呆対応型共同生活介護を受けている者の入居中の居宅サービスの利用については、痴呆対応型共同生活介護を算定した月において、その他の居宅サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導料を除く。）は算定しないものであること。ただし、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してもその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。

5 特定施設入所者生活介護費

(1) その他の居宅サービスの利用について

5 特定施設入所者生活介護費

(1) その他の居宅サービスの利用について

特定施設入所者生活介護を受けている者の人所中の居宅サービスの利用については、特定施設入所者生活介護を算定した月において、
その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導料を除く。)は算定されないものであること。(外泊の期間中を除く。)
ただし、特定施設入所者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることには差し支えないものである。

(2) 機能訓練指導員に係る加算について
② の(7)を準用する。

6 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について、人員基準欠如の状態にないことが必要であること(施設基準第9号)。

(2) 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設において所定単位数を算定するための施設基準について

一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設が介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれについて所定の員数(3:1、3.5:1、4:1:1の職員配置)を置いていることが必要である。また、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設が小規模生活単位型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること(施設基準第9号)。

特定施設入所者生活介護を受けている者については、その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導料を除く。)は算定されないものであること。ただし、特定施設入所者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものである。

(2) 機能訓練指導員に係る加算について
② の(4)を準用する。

6 介護福祉施設サービス

(1) 所定単位数を算定するための施設基準について

介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について、人員基準欠如の状態にないことが必要であること(施設基準第8号)。

(2) 機能訓練指導員に係る加算について
② の(4)を準用する。

6 介護福祉施設サービス

(1) 所定単位数を算定するための施設基準について

介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について、人員基準欠如の状態にないことが必要であること(施設基準第8号)。